

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 子ども家庭部幼児保育課保育施設整備担当

問合せ先 03 - 5803 - 1857

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	保育所等整備事業補助金								
根拠規定等	文京区保育所等整備事業補助金交付要綱								
創設年月	平成	30	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	2年	終了予定年月	
見直し年月	令和	3	年	2	月	経過年数 〔自動計算〕	1年		
見直しの内容	保育施設整備補助事業の補助基準額を改正								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	5 民生費	4 児童福祉費	1 保育園費	8 私立保育園運営補助	2 私立保育園施設整備補助	8			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	保育所等待機児童の解消を図ることを目的とする。									
補助事業等の内容	保育施設の整備、開設準備等に係る経費の一部を補助する。									
補助対象経費の内容	保育施設整備補助事業、開設準備経費補助事業、賃借料補助事業									
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他									
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕									
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕									
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input checked="" type="checkbox"/> その他									
	[その他の場合は具体的に記入] 文京区保育所等整備事業補助金交付要綱別表に掲げる経費について算定基礎により算出した額を、補助の時期ごとに予算の範囲内で交付する。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]									
公募の状況	対象事業者へ直接周知連絡及び区HPへ事業概要を掲載									
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他〔 〕									
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し)	負担割合	3/48.7/32.5/ 48.1/2.15/16 .15/16.2/24. 5/24.1/8.1/1 6	区	32/48.1 /2	国	10/48.23/32. 15/16.1.40/4 8.1/2.1.19/2 4.16/24.6/8. 14/16	都	3/48.2/32.1/ 16.3/48.1/16 .1/16.3/24.3 /24.1/8.1/16	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由	保育施設整備補助事業のうち防音等対策設備及び賃借料補助事業について、保育所の開設を促進するため上乗せ							

### 3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	32	48	52	55
決算(予算)額	2,619,025	3,376,353	2,872,944	1,492,077
国庫支出金	819,838	396,983	438,692	87,892
都支出金	1,377,893	2,277,666	1,915,605	1,146,461
その他	0	0	0	0
一般財源	421,294	701,704	518,647	257,724
交付実績の特記事項				

### 4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

### 5 効果、課題及び今後の方向性

効果	本補助金を活用することで、賃料が高額な文京区において保育所を誘致することができ、平成30年度は100人いた待機児童を令和3年は1人まで減らすことができた。
課題	保育施設整備補助事業、開設準備経費補助事業については、整備時に補助して完結するものだが、賃借料補助については、10年間の時限的補助としているものの、この補助がなくなると、運営事業者の負担が増大するため、補助の継続等について検討する必要がある。
今後の方向性	待機児童解消のため、賃借料補助については、区独自の補助を行っていたが、待機児童も1人まで減少したため、区独自補助は令和4年度までに開設した園へ適用するものとし、令和5年度以降に開設する園については、区独自補助は廃止し、都・国の補助金を活用できる補助のみ行う方向へ切り替えられるよう検討を進める。